~ 財政健全化法の財政指標を公表 ~

- ■令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。 この財政指標(健全化判断比率及び資金不足比率)は、地方公共団体の財政が悪化 した場合に早期に健全化することを目的に、「地方公共団体の財政の健全化に関する 法律」に基づき設けられたものです。
- ■本市の健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも黒字、実質公債費比率は10.3%、将来負担比率は95.1%とすべての指標において早期健全化基準を下回り、財政の健全性を示しております。

また、資金不足比率においても全公営企業会計で不足は生じていません。

○健全化判断比率

(単位:%)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	_	11. 47	20.00
連結実質赤字比率	_	16. 47	30.00
実質公債費比率	10. 3	25. 0	35. 0
将来負担比率	95. 1	350. 0	

※「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、黒字の場合「一」の表記となる。

○資金不足比率

(単位:%)

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	_	20. 0
簡易水道事業会計	_	20. 0
下水道事業会計	_	20. 0
農業集落排水事業会計	_	20. 0
公設地方卸売市場特別会計	_	20. 0

※資金不足とならない場合は、「一」の表記となる。